

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木） 午後 3 時 2 3 分～午後 3 時 4 4 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 助川 忠弘 副議長 佐藤 浩 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 松本 寛道 山田 一一 渡邊 晋宏 渡部 和子
委 員 外 出 席 者	（傍聴） 内田 博紀 坂巻 重男 桜田慎太郎 末永 康文 鈴木 清丞 林 紗絵子 村越 誠 若狭 朋広 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

午後 3時23分開会

○委員長 皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に入るに先立ち、本日追加で提出されました議案について副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○副市長 お時間をいただきましてありがとうございます。先ほど追加をさせていただきました議案第14号、柏市一般職員給与条例の一部を改正する条例の制定について外2件の議案を合わせまして計3件の議案を追加として提案をさせていただきました。なお、会派説明のときに事前に御説明させていただいておりました議案の柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定につきましては、その内容が令和7年、来年度4月1日以降の施行日であるということから、給与法の改正案の確認にお時間をいただきまして、令和7年の第1回の定例会に提案をする予定でありますので、よろしくお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○委員長 ただいまの説明のとおり御承知おき願います。

○末永康文委員外議員 副市長が説明したけども、議会でも議論になりましたけど、誤発送だとか誤送付とかありますよね、今日皆さん、見ました、12日もまたあるんですよ。表彰状を別な人に送っちゃったって。こんなことはぜひやめてください。

○委員長 今の副市長の発言に。

○末永康文委員外議員 副市長に言うんだよ、副市長に。ぜひそこで指導していただきたい。以上です。

○委員長 副市長の発言の内容についてのコメントかと思ったんですが、ちょっと違っていました。

○委員長 それでは、協議に入ります。

会派からの意見書案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料1でございます。今回会派から提出されました意見書案は、3件でございます。これらについては、関係する請願が提出されておきませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと存じます。以上です。

○委員長 それでは、本3件について各会派の御意見をお願いします。

柏清風さん。

○後藤 学費の値上げに関する意見書案ですが、賛否が分かれまして、これはまともませんでした。続きまして、郵便等における不在者投票の対象者の意見書ですけども、これは賛成をいたします。続きまして、最低賃金を引き上げるために中小企業への支援強化を求める意見書案、これも賛否いろいろありまして、予算規模がどの程度なのか分からないとか、いろんな意見がありました。よって、まともらずです。以上です。

○委員長 公明党さん。

○小松 最初の学費値上げを止めるための緊急の予算措置を求める意見書、これは清風さんと同じようにちょっと意見が分かれまして、これに関しては賛成できないということになります。郵便等による不在者投票の対象者を要介護3以上に拡充することを求める意見書、これに関しては賛成させていただきます。最後の最低賃金を引き上げるために中小企業に支援強化を求める意見書、これも賛成です。以上です。

○委員長 日本共産党さん。（私語する者あり）失礼しました。

みらい民主かしわさん。

○岡田 よろしいと思います、3点とも。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 1番と3番、賛成いたします。2番については、不正防止をきちんと行うべきだということで要検討だと、まともらずでございます。

○委員長 それでは、いずれも意見が一致しませんでしたので、意見書は提出しないことといたします。

○委員長 次に、柏市議会政務活動費交付条例の改定要旨（議長案）についてを議題といたします。

まず、既にラインワークスなどで各委員にもお知らせしているところですが、前回の議会運営委員会での事務局からの説明内容の訂正について発言がございます。

○庶務課長 11月22日金曜日の議会運営委員会における私の発言について誤りがございましたので、改めてこの場をお借りしておわびの上、訂正をお願いしたく、発言をさせていただくものでございます。訂正の箇所ですが、22日の議会運営委員会の資料に添付されておりました木津川市の政務活動費返還請求行為請求控訴事件の判例について、後藤委員から個人の政務活動費とは別に当然に会派分は認められるものかという趣旨の御質問をいただいたことに対し、私からそういうことであると思いますとお答えいたしました。正確ではありませんでしたので、次のとおり訂正させていただきます。この判例では、地方議会の会派の調査活動の重要性などに触れてはいるものの、一人会派を政務活動費の交付の対象である会派に含めないことをもって直ちに法に違反するものとは言えないとの判断を下したものでございました。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。以上でございます。

○委員長 ただいまの事務局の発言のとおり御承知おきください。

それでは、改めまして協議に移ります。以前からお示ししている議長案のうち、政務活動費の金額と改定要領についてはセットで考えることが望ましいと思いますので、アとイにつきましては一括して、ウの今後の課題につきましてはその後に諮らせていただきたいと思います。

それでは、まずアとイの各会派の御意見をお願いします。

柏清風さん、お願いします。

○後藤 アとイについて議長案に賛成です。これまでいろんな議員の平等性だとか、そういう議論がありました、委員外発言を含めて。このたびの議長案は、議員1人当たり月額7万円ということで、無所属議員、会派議員、きちっと合わせています。さらに、会派の活動もきちっと認めてほしいという我々の考えもきちっと反映したものとなっておりますので、大きな譲歩をした案として議長案が提出されたと思います。よって、賛成です。よろしくお願いします。

○委員長 公明党さん。

○小松 公明党のほうも議長案で賛成をさせていただきます。先ほど清風さんのほうからお話ありましたが、同じような意見でございます。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもは、議会改革の申入れのときですとか、これまでも発言をしているとおり、会派でも個人でも政務活動費は同額であるべきと思います。それで、松江市についても変更があるかもしれないという情報もあつたりしますので、議長案に対する態度ということですから、増額で7万円にということは賛成します。でないと元のとおりということなわけですね。物価高騰とかいろいろ考えたときに、やはり少しでも無所属の方が増額されるべきと思います。ただ、今回これは議長案に賛成はしますが、今後ともこの政務活動費の問題は共通認識として問題意識を持って、これからもいろんなところで議論になるという機会をぜひ、それは提案したり、そういう機会があつたらぜひ議運で議論をしていきたいと。だから、条件付賛成というか、これは賛成だけど、これで終わりじゃなくて、よりよく改善のことを今後とも検討しましょうという、そういう含みもあつての賛成です。

○委員長 今前提条件とおっしゃいましたかね、条件付。

○渡部 前提条件というか、それをどんなふうに、こうでなきゃ駄目ということではなく、今は議長案に対しての態度だから、それは賛成します。附帯決議じゃないけど、私たちの思いとしては同額にすべきだと思うし、今回だけではなく、今後とも政務活動費については議論の機会があればやっぱりきちんと俎上にのせて議論していきましょうという提案です。

○委員長 承知しました。

みらい民主かしわさん。

○岡田 私どもとしては、本来は一人会派であっても政務活動費に関しては一人会派を認めるべきではないかと、そうすれば本当にこれはすごくすっきりと解決できる問題ではないかと思っています。一人会派の方もこうした私たちの会派も全てそうすると同じ7万円と1万円。一人会派の方たちも1万円に関しては会派としてしか活動ができないというか、会派の内容でしか使えないという1万円であれば、これは会派所属であろうと一人会派であろうと同じように使えるということで、すごくそれですっきりするかと思っています。ただ、うちがそれで反対をしてしまうと、今回せっかく議長案によって今までよりは少し一人会派の方たちにとって政務活動費に関してよい条件になるということであるということですから、私どもが

反対することでその機会を逸してしまうというのは本当にいいのかなというふうに迷いまして、今後様々なそういったことも検討するということを含めて賛成とさせていただきますと思っています。ですから、賛成という形にいたしました。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 かねてより主張しているとおり、無所属議員も平等にすべきだと思います。8万円とゼロからゼロ万円と8万円の間で選べるようにして、会派の活動もできるようにするというのが望ましいかと思います。無所属議員と違いをつけるのは、もはや完全に時代遅れで、理論的にもかなり厳しくなっています。実際木津川市の裁判もありまして、確かに合法だというのは出ています。私も判決見たら合法だとは思ったんですけども、やっぱりグレーゾーンの残る合法だということで、必ずしもクリアなわけではありません。合法だからよいのかということ、そんなことはなくて、合法なのは当然で、その中でどう改善していくのかということであると思います。会派の活動が必要だということであれば、また逆の裁判もあってもよいはずで、会派の無所属議員と差をつけないのはおかしいじゃないかという裁判もあってもよいはずなんですけど、それはないと。無所属議員を差別しないことが、そのほうが明らかに合法であって、無所属議員と差をつけるのはややグレーの残る合法だというのが判決文の中からも分かります。かなり苦労して合法であると導き出しているのに、今後私は間もなく柏市議会でも無所属議員が平等に扱われることになると予想しています。全国的に柏市が目立ってしまわないうちに、柏市だけ遅れているというようなことにならないうちに改善することを求めたいんですけど、そこら辺どうですか、この機会に一気に改善するというのはいかがでしょうか。

○後藤 さんざん議論して（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○委員長 今いろいろな考え方がある中でお互いの意見も尊重しましょうということで、ぎりぎり譲れる範囲がこの議長案じゃないかということで議長から提案していただいています。なので、この議長案がのめるか、のめないかということをもまず結論を出していきたいと思っていますので、そこにまずお答えを願いたいと思います。その後さらに検討が必要なのかという件については、共産党さんからもみらい民主さんからもありましたので、そこはこれがマルかバツかが確定した後でまた今後どうしていくかということについては検討していきたいと思いますので、まずこの議長案についていかがかということをお答え願いたいと思います。

○松本 数年後には確実にこれは無所属も平等になっていると思うんですよ。ただ、そのときになっても会派制というのは残っていると思います。会派は、かなりやっぱり運営難しくなっていると思うんですけども、そのときも残っていて、やはりそうした同じ議論をしなきゃいけないと思うんですよ。清風さんが今主張されていることは恐らく数年後に柏市だけ遅れてしまっているという状態でも、公明党さんも含めてなんですけど、主張しなきゃいけないと思いますので、そこは突きつけさせていただきます。市民サイドは、議長案に賛成いたします。それから、継続してということなんですけれども、末永議員も裁判を行うということですので、

やはりここは一度決着をつけて、継続ということではなく、決めることは決めて、そしてあとまた来期とか、そういったところに検討するならそれもあるかと思うんですけど、やはり決着はきちんとつけるべきだと思います。

○委員長 今の話は、意見としては理解はできると思うんですが、取りあえず今ここで考えなきゃいけないのは、お互い譲り合ってこの議長案がのめるかというところですので、そこをちょっと明確にお願いします。

○松本 議長案に賛成します。

○委員長 それでは、まず意見が一致しましたので、このアとイについては議長案のとおりといたします。その後に、先ほどありました意見についてまた今後も継続するほうがいいんじゃないかということの提案がありましたので、この件については18日までに、皆さん持ち帰っていただきまして、こういう意見が出たので、今後も引き続きやっていくのかどうかという件について18日に改めて伺いたいと思いますので、特に清風さんと公明党さん、もう一度会派に持ち帰っていただきたいと思います。（「委員外発言いいですか」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「委員外発言」と呼ぶ者あり）

○後藤 さんざん今まで委員外発言認めてきましたよね、委員長が。

○委員長 今委員の意見を聞いています。

○後藤 委員長が認めてきて、委員がそれに同意して今まで聞いてきましたんで、委員外発言の内容というのは議員の平等性というところに集約されると思います。委員長、先に進めてください。（「委員外発言」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、先に進めさせていただきたいと思います。次に、ウ、今後の課題についてです。令和8年度の予算要求を目途に政務活動費の増額検討を進めることについて各会派の御意見をお願いします。

柏清風さん、お願いします。

○後藤 ウに対して。

○委員長 ウです。

○後藤 議長案に賛成です。

○委員長 公明党さん。

○小松 うちも議長案に賛成です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 賛成です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 ちょっと確認ですが、増額するかどうかも含めた検討ということですよ。

○委員長 はい。

○岡田 賛成です。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 賛成。

○委員長 では、意見が一致しましたので、政務活動費の増額検討につきましては、

増額するかしないかも含めて令和８年度予算要求を目途に進めることといたします。なお、以前お伝えしましたとおり、金額の設定に当たりましては第三者の意見を聞くことが望ましいとされておりますので、今後の進め方につきましては次回以降の議会運営委員会で引き続き御協議をお願いいたします。

○委員長 次に、令和７年度以降の常任委員会行政視察についてを議題といたします。

先日の議会運営委員会で御説明しましたとおり、視察実施時期を春から秋に移動することについて各会派の御意見を伺いたいと思います。

まず、柏清風さん。

○後藤 案に賛成です。

○委員長 公明党さん。

○小松 公明党も賛成です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 賛成します。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 賛成です。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 賛成です。

○委員長 では、視察実施時期を春から秋に移動することといたします。今後視察項目や視察日程を各委員会ごとに調整進めていただきますので、御承知おきください。また、前回の議会運営委員会で柏市議会議員の改選期については、交流等のため、従来どおり春の実施を検討してもらいたいという御意見をいただきました。この件については、現状資料下部に記載のとおり、委員会視察は通常１回実施しているところ、改選期のみ前期として春、後期として冬に実施しているところであります。しかし、今回視察を春から秋へ変更した理由を鑑みますと、改選期も秋のみに実施することで皆さん、いかがでしょうか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

それでは、改選期の年も含め、春の行政視察は実施しないこととなります。

○委員長 次に、控室における注意喚起についてを議題といたします。

ここで議長から発言がございます。

○議長 皆様の中でもニュース等で見た方もいらっしゃるのではないかと思います。けれども、既にラインワークスの掲示板で庶務課より通知しましたとおり、先日、とある中国人が全国各地15の自治体での庁舎や議会の中に無断で立ち入って撮影した映像をSNSに多数投稿し、こうした行為が建造物侵入などの疑いもあると見られるニュースが流れました。最近では視聴者数を増やすことを目的に、また収入を得ることを目的に迷惑行為等の動画を撮影し、投稿するような人もおります。このようなニュースが流れますと、模倣してこのような行為をする人が出てくることもあ

ります。そこで、このようなニュースを踏まえ、柏市議会としても何らかの対応をする必要があると考えてはおります。まずは、資料４のとおり、議長室につきましては施錠し、議長応接室については扉を閉めておくことにしますので、御承知おきください。また、会派控室につきましては、個人情報を含んだ資料や重要な資料なども配付されることがありますので、不特定多数の方が入室できる現状ではこれらの情報が流出することもありますし、入室を注意した職員や議員に危害が及ぶ可能性もございます。会派控室につきましてもそのようなことが起こり得る可能性があることを念頭に、お気をつけください。このことについては、今後状況を注視してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長　では、議長御発言のとおり御承知おきください。

○委員長　次回は12月18日水曜日、最終日の午前11時から開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後　３時４４分閉会